

都営住宅の区への移管について

杉並区実行計画（令和6年～8年度）に基づく、都営住宅の区への移管について、東京都と協議が整い令和7年3月1日に移管を受けることとしましたので、以下のとおり報告します。

1 住宅の概要

都営高井戸西二丁目アパート（杉並区高井戸西二丁目5番1号、2号、3号）【別紙 案内図のとおり】

	1号棟	2号棟	3号棟	合計	備考
建設年度 (竣工)	平成14年度 (平成16年8月)	平成14年度 (平成16年6月)	平成14年度 (平成17年3月)		集会室 1室 駐車場 12区画 認知症高齢者グループホーム併設※
構造	鉄筋コンクリート造地上4階建て				
用途	一般世帯向け				
敷地面積	7354.98㎡				
住戸数 及び用途	家族用 18戸 単身用 22戸 — 計 40戸	家族用 16戸 単身用 18戸 — 計 34戸	家族用 24戸 — 車いす用 2戸 計 26戸	家族用 58戸 単身用 40戸 車いす用 2戸 計 100戸	
エレベーター	1基	1基	1基	3基	

※認知症高齢者グループホームは、都営高井戸西二丁目アパート1号棟1階に併設しており、建物は区が所有し、土地は区が都より無償貸付を受けている。

2 選定理由

以下の条件や施設の状態、管理の状況などを確認のうえ、総合的に判断して当該住宅を選定した。

- ・都が移管対象としている概ね100戸程度までの規模であること
- ・単身者用住戸を確保できること
- ・敷地境界が確定していること
- ・管理開始から10年経過直後等の比較的新しい住宅であること
- ・管理運営に必要な図書が整っていること
- ・各棟にエレベーターが設置されていること

3 負担付き譲与

都営住宅の移管に当たり、以下のとおり、都から負担付き譲与を受領する。

- (1) 譲与の目的
杉並区営住宅の用に供するため
- (2) 譲与契約の締結日（予定）
令和7年3月1日
- (3) 譲与に係る負担
 - ・杉並区営住宅用として土地、建物、工作物の20年間の用途指定を受ける。
 - ・認知症高齢者グループホーム用地として20年間の用途指定を受ける。
 - ・用途指定期間中に用途変更又は廃止する場合は、都の承認が必要となる。

4 住宅の名称

都営高井戸西二丁目アパートの名称は、移管に伴い「杉並区営高井戸西二丁目アパート」とする。なお、既に同一名称である「杉並区営高井戸西二丁目アパート」が設置されていることから、両住宅を一体的に管理する。

5 その他

- ・使用料については、杉並区営住宅条例及び施行規則に基づき、他の区営住宅と同様に取り扱う。
- ・令和6年11月8日に当該都営住宅の居住者に対して都と合同で移管に関する説明会を開催した。

案内図

